

農業からみた特定地域づくり事業協同組合制度の意義とポイント

—— マルチワークに着目して ——

主事研究員 石田一喜

1 特定地域づくり事業協同組合制度が開始

2019年11月に成立した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、20年6月から特定地域づくり事業協同組合制度がスタートしている。

本制度は、「季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーに係る労働者派遣事業」を主とする「特定地域づくり事業」を行う事業協同組合に対して、財政的支援と労働者派遣法に関する特例措置をあわせて行う仕組みであり、事業協同組合と派遣という仕組みを活用する点を特徴としている。

地域の事業者の人手不足を解消し、事業の維持・拡大を推進することに加えて、地域内外の若者等を地域に呼び込み、「地域づくり人材」を確保することも制度目的として同時に見据えており、多くの市町村が活用できることや財政支援の内容と相まって、注目の制度となっている。

農業分野からみても本制度の意義は大きく、そのポイントを紹介したい。

2 労働需要の組み合わせとマルチワーク

総務省による移住者への調査^(注1)によれば、農村移住時に最も重視する事項は「生活が維持できる仕事(収入)があること」であった。

この結果も背景となって、20年の食料・農業・農村基本計画は、農村政策の3つの柱の1つとして「しごと」に着目し、農村での所得と雇用機会確保の重要性を明記している(石

田(2021))。

農村、とりわけ農業分野では、人手不足が深刻であり、農業労働力の確保が農業経営最大の課題となっている。ところが、農業の労働需要は、品目の特性や降雪を含む地域性を理由に短期的となりやすく、農作業従事に関心がある移住希望者がいても、農業を生活維持のための就労先として選びにくい状況が広がっている。

こうした状況を踏まえて、繁忙期が異なる複数事業者の労働需要の組み合わせをはかり、継続的な就労機会を創出する動きが近年では活発である。例えば、技能実習生の受入れにかかる「農作業請負方式技能実習」^(注2)はその一例にあげられる。

特定地域づくり事業協同組合制度は、こうした発想の実現をしやすいことが意図されており、財政的な支援とあわせて、以下2点がポイントになっている。

1つは、安定的な雇用環境の確保についてである。複数の事業者のもとで働く場合、その都度、各農業者等と雇用契約を締結してしまうと、社会保険を含めて、雇用が不安定となりやすい。そこで、先行事例である全農おおいと^{な か や}菜果野アグリによる「全農おおいと^(注3)方式」と呼ばれる農作業支援事業では、請負の仕組みを活用して、菜果野アグリのもとで、様々な事業者の労働需要に対応して働くことを実現している。

特定地域づくり事業協同組合制度では、派遣の仕組みの活用を通じて、マルチワーカー

を働きやすくするとともに、いわゆる「無期雇用契約」を財政的支援の必須条件とすることで、安定的な雇用環境をつくることが強く意識されている。

もう1つは、地域の状況に応じた創意工夫がしやすい点である。継続的な就労機会の確保については、マルチワーク先の確保が重要になるが、農業のみでは通年の労働需要の確保が難しい地域も少なくない。

そのため、先にあげた全農おおいた方式を行う大分県では、通年で人手を必要とする漁業の作業や春先の林業の作業(原木シイタケにかかる作業)など県内の一次産業の仕事と農業の組み合わせを含めて、安定した仕事量の確保を進めている。また、島根県が以前から提案している、繁忙期が重複しない農業と酒造会社はんのうはんくらびとの仕事を組み合わせた「半農半蔵人」のように、観光やスキー場の事業者や酒造会社など、繁忙期が限定的、あるいは特に人手を要する時期がある業種と農業の組み合わせを考えることも有効であろう。

特定地域づくり事業協同組合制度では、労働者派遣事業が対象外とする港湾運送、建設、警備等の業務以外であれば、組み合わせる業務内容は問われない。各地域の状況に応じた創意工夫ができる制度になっており、この点もメリットといえる。

本制度を活用すると、労働需要が短期的であるゆえに就労先として選ばれにくかった農業の事業者でも人手を確保できる機会が高ま

るほか、農業で働くことを希望する人に対する門戸が広がることにつながる期待もできる。そのため、本制度が農業分野において持つ意義は大きいといえる。

3 農業者・JAの積極的なかわりを期待

本制度を活用する際は、①最低4事業者が発起人となって、事業協同組合を組成および組合員を募集し、②事業協同組合が「特定地域づくり事業協同組合」の認定申請を行い、③労働者派遣事業の届出を行う3段階を経て、事業開始となる。

本制度に農業者およびJAがかかわる主なルートとしては、発起人・組合員となって組合の運営にも関与しつつ派遣先となるか、員外利用の範囲のなかで派遣先となるか、事業運営に協力することなどが考えられる。

本制度の実践には、マルチワーク先となる事業者の確保が最初の課題となりやすい。制度を理解して、関心を持つ事業者の増加が今後の展開においてポイントとなる。

地域の産業として大きな存在感を持つ農業の事業者やJAにおいても、自らの労働力確保策になることを踏まえつつ、制度に関心を持って参画し、移住希望者のニーズを満たしながら、地域に人を呼び込むことへの一役を担うことを期待したい。

<参考文献>

- ・石田一喜(2019)「JA等による外国人受入れの概要についてー請負方式と特定技能に注目してー」『農中総研 調査と情報』web誌、3月号
- ・石田一喜(2021)「人手不足に直面する地域の『受援力』向上を目指して」『農林金融』2月号
- ・石田一喜(2022)「労働力確保の課題と全農おおいた方式および特定地域づくり事業協同組合の展開」『農村と都市をむすぶ』第72巻第2号

(いしだ かずき)

(注1)総務省地域創造グループ過疎対策室「『田園回帰』に関する調査研究報告書」(18年3月)

(注2)農作業請負方式技能実習については、石田(2019)に詳しい。

(注3)全農おおいた方式の概要は、石田(2022)にまとめている。